



ほろじん

新潟

No.10

令和4年2月21日発行

発行
一般社団法人
新潟県法人会連合会



佐渡、世界遺産登録、国内推薦選定

あいさつ

新潟県法人会連合会の運営にあたりましては、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県連は、創立から今日まで幅広い数々の事業活動を積極的に推進するとともに、正しい税知識の普及と納税意識の高揚に貢献し、県内各会のけん引役を果たしてまいりました。

2年間にわたる新型コロナ禍の中で大変窮屈な運営を強いられました。ワクチン接種や治療薬の開発もあり「ウィズコロナ」の新しい生活様式の定着も見られてまいりました。各種会合・研修会も少人数で・検温・マスク着用といった不便な一年となりましたが、今後も同様の開催となると考えられます。会員皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

法人会は、対応すべき、さまざまな課題を抱えております。会員の減少、財源確保：いずれも一朝一夕に解決できる問題ではありません。地道に粘り強く活動を継続していく必要があります。

ここはもう一度「法人会の原点」に立ち返って、足元を見つめ直し一つひとつ対処していきたいと考えます。法人会の趣旨を再確認し、一緒に様々な事業活動に取り組んで参りましょう。

会長 永塚 重松

「令和4年度 税制改正に関する提言活動」

各県連からの「令和4年度税制改正要望」を踏まえ「令和4年度税制改正に関する提言」が9月21日開催の全法連理事会で決議されました。

これを受け、全法連では、10月から11月にかけて財務省、国税庁・中小企業庁・総務省、さらに自民党・公明党など各政党あてに提言書を提出。

新潟県連においては、各単位の会長・税制委員ほか、役員の方々の協力を得て、新潟県選出の衆参両院、国会議員11名及び県知事・県議会議員・市長、市議会議員、計20自治体40名の方々に提言書を提出した。中小企業の活性化に資する税制措置をはじめ、新型コロナウイルスへの対応措置、事業承継税制の拡充・行政改革の徹底などを強く求めた。

令和4年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- コロナの影響はまだ残る。深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

令和4年度税制改正に関する提言

(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

・膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先

送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

・我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組みなければならない。

1. 財政健全化に向けて

・2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組めば、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもつて日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心には

政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

・社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

・次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するため、診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続

性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4)生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなど現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

・地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

1. 新型コロナウイルスへの対応

・中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やス

ピーデーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1)法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

(3)中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考

える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小

企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるような以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、新型コロナウイルスの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限（令和5年3月末日）および特例措置の適用期限（令和9年12月末日）を延長すべきである。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

4. 消費税への対応

- ・ 消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (2) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。
- (3) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、本年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・ 今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていないといったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。
- ・ 地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地域の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、

さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・ 政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を

期することとしている。そのためにはこれまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題に対する税制上の対応
欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われる必要がある。
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
(1) 役員給与は原則損金算入とすべき
(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 交際費課税の適用期限延長
3. 欠損金繰戻還付の特例の適用期限延長

所得税関係

1. 所得税のあり方
(1) 基幹税としての財源調達機能の回復
(2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべき

である。

2. 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
令和3年度税制改正においては、固定資産税の税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられた。令和4年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、令和3年度改正と同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

(4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。

- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

✓ 対象となる帳簿は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

(例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。
(例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

✓ 対象となる書類は？

◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

(例) 損益計算書、貸借対照表 など

◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

(例) 見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

✓ **電子保存を行うための要件は？**

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○*1	—	—※3
	③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○*1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—*1	○*2	○*3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。

※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確認している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

✓ **必要な手続は？**

◆ **電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。**

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。

優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、**届出書を提出する必要があります。**

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

◆ **要件を満たすかどうか確認するための認証制度及び相談窓口があります。**

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

国税局幹部との協議会(文書で交換)

「租税教育活動などについて」

令和4年2月15日(火) ANAクラウンプラザホテル新潟において関東信越国税局幹部と、県連役員との協議会を予定していました。関東信越国税局から、北原課税第二部長・横山法人課税課長・生田目法人課税課長補佐、新潟税務署から、小林署長・宇鉄副署長・永吉統括国税調査官・倉嶋上席国税調査官が出席予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえ、ご参加頂く皆様の健康面を考慮し、文書での意見交換に切替え致しました。

新潟県連小泉事務局長から、課税第二部長の挨拶文と「添付書類も含めたe-Taxの普及・定着などの電子化に向けた取り組みについて」「企業の税務コンプライアンス向上への取り組みについて」「租税教育事業(租税教室講師派遣・絵はがきコンクール)について」協議事項3項目について代読を行った。

その後、単位会活動状況報告と、県連理事会を行い、次年度予算案等について審議を開始しました。



年末特別講演会の開催

恒例の「年末特別講演会」が令和3年12月3日(金)公益社団法人新潟法人会との共催により、ホテルイタリア軒で開催された。

講師は海洋冒険家でニュースキャスターの辛防治郎氏。

講師は鳥取県米子市生まれ、早稲田大学卒業後、読売テレビ放送(株)入社。

アナウンサー、キャスター等を担当。ニューヨークペース大学客員研究員、芦屋大学客員教授。

2010年読売テレビ放送(株)退社。

現在は、(株)大阪総合研究所代表。海洋冒険家、ニッポン放送「辛防治郎ズームそこまで言うか」パーソナリティ。



「第9回通常総会」開催

令和3年通常総会が6月11日(金)ホテルイタリア軒にて開催された。
一般社団法人に移行後9回目となる本通常総会では、令和2年度事業

報告・決算承認・令和3年度事業計画・収支予算報告が行われた。総会では、新役員選任(案)についても承認されました。

全法連功労者・県法連功労者・e-Tax推進福利厚生制度推進「大型保障制度」推進の各表彰受賞者に対して、氏名の読み上げをし新

型コロナウイルス感染症の拡大状況から表彰状・記念品は、単体会経由で授与することに変更した。



「全国女性フォーラム新潟大会」開催

「第15回法人会全国女性フォーラム新潟大会」は、令和3年11月16日に新潟市の朱鷺メッセ新潟コンベンションセンターで、マスク着用や手指消毒の徹底、完全座席指定制など、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催された。2年半振りとなる大会には、全国の女性部会員ら約1,200名が参加した。

大会キャッチフレーズは「新しい形、新潟から。〜新時代 令和に羽ばたく女性の力〜」。

第1部の記念講演では、佐渡市出身で東京藝術大学学長や文化庁長官を歴任された金工作家の宮田亮平氏が、「ときめきのとき」と題して演説した。

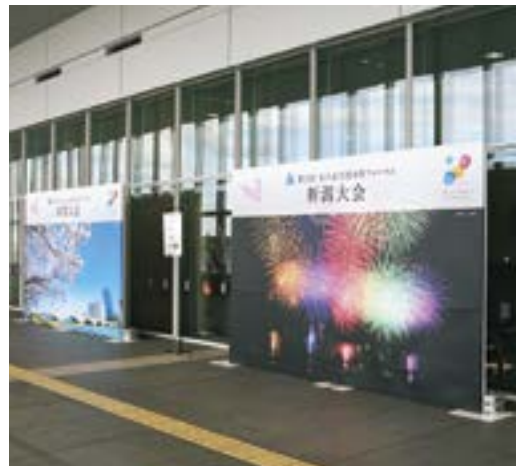
第2部の式典には、税務当局、関係団体等から多数の来賓が出席。開会に先立ち、令和元年度および令和2年度の絵はがきコンクール全法連女連協会長賞受賞作品24点がスクリーンで紹介された。

まず新潟県連女連協・高橋尚子会

長の歓迎のあいさつで始まり、全法連女連協・酒井喜代子会長、続いて全法連・小林栄三会長が主催者を代表してあいさつ、来賓より祝辞をいただき、新潟県内の女性部会による租税教育や社会貢献活動の様子が映像で紹介された。また、全法連女連協・植田みどり副会長により大会宣言が読み上げられたあと、大会旗が次回開催地の静岡県連女連協・清水みさ代会長に伝達された。

同日午前には各県連の代表者ら83名が出席し、「女性部会のPR」と「食品ロス」をテーマに情報交換会も実施。特に、社会問題として注目される「食品ロス」は、女連協の新たな取り組みとなりうるかを検討中であり、ひとりの女性として、経営者として、女性部会員として何ができるのかという観点から、熱い議論が繰り広げられた。





単位会活動紹介

三条法人会 租税教室

三条法人会は租税教育推進協議会と共に小学校、中学校、高等学校、大学で租税教育を行っています。

小学校の租税教室については法人会青年部会のほか、租税教育推進団体の委員が手分けをして今年度は36の小学校で開催しました。

青年部会の役員が持ち回りで講師を担当し、説明は租税教室講師養成研修会の内容をベースに三条法人会青年部会の独自のシナリオを部会員それぞれが工夫しながら行っています。地道ではあるが、こうした子供たちに「税についてわかりやすく」理解してもらえるか部会員で相談しながら今後も租税教室を進めて行きます。

また、高校・大学へは三条法人会の野崎会長や中條青年部会長が出席して、税務署担当官や税理士

会税理士を講師に租税教室を開催しています。



女性部会の活動 「セミナー&やさしい税金教室」の開催

女性部会では、「税を考える週間」行事の一環として、毎年三条税務署幹部の方々をお迎えし「やさしい税金教室」を開催しています。

本年度は、第1部にひめきゆり法律事務所弁護士 石川佳代氏をお迎えし、「女性のための身近な法律」と題して、講演会を開催しました。

また、第2部では、三条税務署の栗幅久雄税務署長より「くらしを支える税」と題し、税を考える週間の取り組みや税の仕組み及び使われ方などの講話をいただき、その後の座談会では、スマホを使った確定申告の説明と操作を体験し、大変意義ある話が聞けました。



タオルの寄贈

地域社会貢献活動として今年度はタオル200本、マスク2,400枚を見附市社会福祉協議会に寄贈いたしました。

事務局長より見附市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただきました。



単体会活動紹介

高田法人会
公益法人移行10周年
記念式典

高田法人会では、平成23年4月に公益社団法人に移行してから10年の節目を迎えたことから、これを記念して「税を考える週間」期間中の令和3年11月12日に、80名を超える会員のほか、高田税務署長を始めとする多数のご来賓からご臨席いただき、「公益法人移行10周年式典」を挙行了しました。



式典では、昭和18年の前身組織発足以来、会の発展に尽力されてきた歴代の諸先輩方に敬意と感謝を表するとともに、会員一丸となって更なる発展と地域社会への貢献に取り組んでいくことを誓い合いました。

また、式典終了後には、キャノングローバル戦略研究所研究主幹の宮家邦彦氏を講師にお迎えして「記念講演会」を開催し、一般の方も含めた約170名の参加がありました。

青年部会による租税教育
活動（施設見学会）

高田法人会青年部会では、令和3年8月20日に「施設見学会」を開催し、先着で応募のあった上越・妙高両市内の小学生54人の参加がありました。

この施設見学会は、公共施設等の建物やそこで働く方たちの仕事内容を知ること、税の仕組み・税の大切さを学び、税の使われ方に興味を持って、国や地域社会を愛する気持ちを醸成することを目的に、毎年夏休みに青年部会が主催しているものです。

今年度見学したのは、完成したばかりの上越消防署です。

子供たちは、消防署の方の説明を真剣に聞いたり、消防車や救急車などの大型車両に目を輝かせていました。

特に、石油コンビナート・化学プラント等の特殊被災への備えに

特化して上越消防署に組織されている「エネルギー・産業基盤災害即応部隊」（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の中核車両として総務省消防庁から日本海側で初めて配備された高性能特殊車両に関心が集まっていました。

子供たちからは、「24時間交代で働いていることを初めて知って、大変な仕事だと思った。」「消防車や救急車がたくさんあってびっくりした。」「けむり体験が楽しかった。」などの感想が寄せられました。



- 「第37回法人会全国大会」(岩手大会) オンライン開催
- 青年部会「県連青年部会連絡協議会」セミナー(佐渡) 開催延期
- 女性部会「県連女性部会連絡協議会」セミナー(村上) 開催延期
- 調査課所管法人税務研修会 県連ホームページ閲覧に変更

編集後記

令和4年となり、新型コロナウイルス感染者が報告されてから、早くも2年が経とうとしています。「ウイズコロナ」の新しい生活様式も定着しつつあると感じています。しかし、新変異株の出現、ワクチンのブースター接種、治療薬の開発等の競争がしばらく続きそうに思える。また一方でデジタル化や脱炭素への対応、経済安全保障の強化といった新たな課題もあります。

法人会の事業展開していくうえで、前提となるのが、財政基盤です。「50周年キャンペーン」を推進中で、新潟県内の単位会に頑張っていたいただいています。今回の会報も、この1年間の活動を振り返り、いくつか紹介させていただきます。連携を深めるため、一助となれば幸いです。

(編集委員)

